

○田野畑村お試し移住費用補助金交付要綱

(令和7年3月14日田野畑村告示第20号)

(趣旨)

第1条 田野畑村内(以下「村内」という。)に移住定住を希望している村外在住者に対し、田野畑村移住お試し住宅事業の活用を促進するため、お試し住宅を利用する場合に要する経費に対し、田野畑村補助金交付規則(昭和37年田野畑村規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「お試し住宅」とは、田野畑村移住お試し住宅事業実施要綱(令和7年田野畑村告示第19号)に定める村営住宅等の一時使用をいう。

(補助額)

第3条 お試し住宅の使用者等に対する補助額は、使用者等1人につき5万円とする。ただし、使用期間が4か月以上の場合、使用者に対する補助額は10万円とする。

2 同一の者がお試し住宅を複数回使用した場合は、1人とみなす。また、お試し住宅の使用期間を更新し、継続して使用する場合は、使用期間中1度のみ申請を受け付けるものとする。

(申請の取下期日)

第4条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則により提出する書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	田野畑村お試し移住費用補助金交付申請書 1 事業計画書 2 その他村長が必要と認める書類	第1号 第2号	別に定める。
規則第6条第1項第2号及び第3号に規定する書	田野畑村お試し移住費用補助金変更(中止、廃止)承認申	第3号	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から14日以

類	請書 1 事業変更計画書 2 その他村長が必要と認める書類	号 第2号	内
規則第13条第1項の規定による書類	田野畑村お試し移住費用補助金請求書 1 事業実績書 2 その他村長が必要と認める書類	第4号 第2号	別に定める。

様式第1号(別表関係)

田野畑村お試し移住費用補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(別表関係)

事業計画(変更計画、実績)書

[別紙参照]

様式第3号(別表関係)

田野畑村お試し移住費用補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(別表関係)

田野畑村お試し移住費用補助金請求書

[別紙参照]

様式第5号

田野畑村お試し移住費用補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第6号

田野畑村お試し移住費用補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]